

なぜ「男女共同参画」が必要なのでしょう

私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、少子高齢化や人口減少などに伴い、働き手の不足や年金問題など、多くの困難な課題に直面しています。しかし、これまでの「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会の仕組みでは、女性の更なる社会参画、男性の家事や育児、介護への参画などが進まず、これらの課題を解決し、持続可能な社会を実現することは困難であると言われています。

そのためには、性別や年齢などにとらわれず、それぞれの個性や能力の多様性を認め合い、ともに支え合いながら働き、ともに家庭や地域などで責任を果たしていく男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

八頭町では、男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、地域や職場、家庭などあらゆる機会を通じて、町民、事業者、行政が連携・協働し、男女共同参画の取組をさらに推進します。

この計画で目指すのは、性別にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、だれにとっても暮らしやすい社会
すなわち「男女共同参画社会」の実現です

家庭では…

家事も子育ても介護も男女が助け合いながら、みんなでやります「男らしさ、女らしさ」にとらわれない個性を大切に子育てをしていきます

性別・年齢・国籍・障がいの有無などを超えて
すべての人が心豊かに暮らし活気に満ちた社会

学校では…

だれもが尊重され、個性を發揮し自分から学び、考え、選び、行動する姿勢を育みます
みんなが伸び伸びと学んでいきます

地域では…

老若男女が協力して、だれもが住みよい活力のある地域づくりを進めていきます

働く場では…

仕事と家庭生活や個人の趣味などが両立できる環境の中で、一人ひとりが能力を發揮し、生き生きと働いていきます



八頭町男女共同参画センター「かがやき」
〒680-0607 鳥取県八頭郡八頭町徳丸 578-1
TEL 0858-84-2361 FAX 0858-84-2362

第5次 八頭町 男女共同参画 プラン

～『男女がともに輝くまちづくり』を目指して～

ダイジェスト版

●位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」第9条第1項の規定に基づいて策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

●期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



八頭町

目標

男女がともに輝く まちづくり

基本理念

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

計画の推進

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、次のとおり推進体制を整備します。

1. 八頭町男女共同参画審議会の設置

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

2. 行政内部の推進体制の整備

役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に施策に取り組みます。

3. 関係機関、民間団体及び地域住民等との連携

鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」や麒麟のまち圏域の自治体等、行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を図りながら取組を進めます。

4. 八頭町男女共同参画センター「かがやき」

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。

基本目標Ⅰ

男女がともに参画する 人づくり



誰もが自分らしく生きることができるよう、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関わる教育・啓発活動を推進するとともに、あらゆる暴力を防止するための普及啓発や相談、支援体制の充実に努めます。

01 男女共同参画に向けた教育の充実

- ① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進
- ② 家庭や地域における教育・学習の充実
- ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

02 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

- ① 暴力の防止に向けた意識啓発
- ② 情報提供と相談窓口の充実
- ③ 被害者の救済と支援

03 困難な問題を抱える女性への支援

- ① 理解促進と早期発見につながる啓発
- ② 相談体制の整備と相談機能の充実
- ③ 生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化

基本目標Ⅱ

男女がともに担う暮らしづくり



多様な生き方、働き方、暮らし方を男女が対等に選択でき、ゆとりや生きがいを持ちながら、生涯にわたって健康的で豊かな生活ができる環境づくりを促進します。

04 職場における男女共同参画の推進

- ① 男女の雇用機会均等の定着促進
- ② 女性の積極的な登用
- ③ 女性の再就職などチャレンジ支援

05 家庭における男女共同参画の推進

- ① 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 男性の家庭生活等への参画促進
- ③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

06 生涯を通じた男女の健康支援

- ① 各年代に応じた男女の健康増進
- ② 母性の保護と母子保健対策の推進
- ③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

基本目標Ⅲ

男女がともに支え合う 地域づくり



男女がともに社会の対等な構成員として、地域活動や防災・災害対策など、様々な分野におけるまちづくりに積極的に参画でき、協力し合い、支え合う環境の整備を進め、地域力の向上を目指します。

07 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 意思決定の場への女性の参画拡大
- ② 女性の人材・リーダーの育成
- ③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

08 持続可能で包摂的なまちづくりの推進

- ① 住民活動への女性の参画
- ② 多様性を認め合う意識の啓発
- ③ 人権を尊重した社会環境の醸成

09 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域活動団体などの育成・支援
- ② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進
- ③ 子育て支援サービスの充実

